地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案及び地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案 (概要)

1 改正の概要

地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)の 一部を改正する命令案及び地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第2 0号)の一部を改正する省令案の概要は次のとおり。

① 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(以下「育介法改正法」という。)(平成21年法律第65号、平成21年7月1日公布、平成22年6月30日施行)の施行に伴い、条文の文言整理を行うもの。

(参考)

育介法改正法では、事業主は3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが義務付けられ(改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育介法」という。)第23条第1項)、短時間勤務制度の実施が困難な業務に従事する労働者に関しても、事業主は代替措置として育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更等の措置を講じなければならないこととされた(育介法第23条第2項)。

また、小学校就学前の子を養育する労働者に関する事業主の努力義務について、 事業主は子の年齢に応じて、必要な措置を講ずるよう努めることとされた(育介法 第24条第1項及び第2項)。

② 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(以下「臓器移植法改正法」(平成21年法律第83号、平成21年7月17日公布、平成22年7月17日施行)の施行に伴い、臓器提供に関する意思表示欄を設ける等組合員証等の様式を変更するもの。

(参考)

臓器移植法改正法では、国及び地方公共団体は、臓器の提供に関する意思表示を 医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する 啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずることとされた。

2 根拠法令

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第141条第1項及び第2項 並びに第141条の2並びに第146条

3 施行日

- ①に関しては平成22年6月30日(予定)
- ②に関しては平成22年7月17日(予定)